

最近の国際金融情勢について

2018年12月27日(木)

財務省 財務官 浅川雅嗣

IMFによる世界経済見通しの推移(2018年10月)

(対前年比GDP成長率、単位: %)

	2017					2018					2019				
	18.04 時点	18.07 時点	18.10 時点	18.04 との差	18.07 との差	18.04 時点	18.07 時点	18.10 時点	18.04 との差	18.07 との差	18.04 時点	18.07 時点	18.10 時点	18.04 との差	18.07 との差
日本	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	1.2	1.0	1.1	▲0.1	0.1	0.9	0.9	0.9	0.0	0.0
米国	2.3	2.3	2.2	▲0.1	▲0.1	2.9	2.9	2.9	0.0	0.0	2.7	2.7	2.5	▲0.2	▲0.2
ユーロ圏	2.3	2.4	2.4	0.1	0.0	2.4	2.2	2.0	▲0.4	▲0.2	2.0	1.9	1.9	▲0.1	0.0
英国	1.8	1.7	1.7	▲0.1	0.0	1.6	1.4	1.4	▲0.2	0.0	1.5	1.5	1.5	0.0	0.0
先進国計	2.3	2.4	2.3	0.0	▲0.1	2.5	2.4	2.4	▲0.1	0.0	2.2	2.2	2.1	▲0.1	▲0.1
アジア	6.5	6.5	6.5	0.0	0.0	6.5	6.5	6.5	0.0	0.0	6.6	6.5	6.3	▲0.3	▲0.2
中国	6.9	6.9	6.9	0.0	0.0	6.6	6.6	6.6	0.0	0.0	6.4	6.4	6.2	▲0.2	▲0.2
新興国計	4.8	4.7	4.7	▲0.1	0.0	4.9	4.9	4.7	▲0.2	▲0.2	5.1	5.1	4.7	▲0.4	▲0.4
世界計	3.8	3.7	3.7	▲0.1	0.0	3.9	3.9	3.7	▲0.2	▲0.2	3.9	3.9	3.7	▲0.2	▲0.2

市場に影響を与え得る当面の主な海外リスク要因

※ 2018年12月17日時点



米 国

○ 足元の経済状況と金融政策

- ・ 利上げ動向
- ・ インフレ・賃金の動向
- ・ 不透明な利上げ見通しに株式・債券市場に与える影響
- ・ Fedに関する大統領の発言
- ・ 対中関税によるインフレ・企業収益への影響

○ ねじれ国会の下でのトランプ政権の動向

- ・ 二国間の貿易赤字に着目した通商政策
- ・ 米中の追加関税の応酬、交渉の行方
- ・ 鉄鋼・アルミ関税、自動車関税の動向
- ・ 安保・ハイテク技術を巡る米中の覇権争いの激化
- ・ ロシアゲート疑惑等の動向

新興国・コモディティ

○ 脆弱な新興国と緩和マネーの動向

- ・ アルゼンチン、トルコなどの動向
- ・ 先進国の金融政策正常化の動向

○ 地政学リスク

- ・ 北朝鮮情勢
- ・ 中東情勢、ウクライナ情勢
- ・ イラン核合意の行方、米エルサレム首都認定など

○ コモディティ価格(原油等)の動向

- ・ 産油国減産(19年3月末)
- ・ 米イラン制裁適用除外の更新(19年5月4日)
- ・ 中国経済の動向、シェール増産動向



中 国

○ 新指導体制による経済運営

- ・ 経済成長目標と過剰債務問題への取組

(参考1) 経済成長目標(第13次5か年計画)

➢ 2016～2020年のGDP成長率を平均6.5%以上に維持

(参考2) 非金融セクター債務残高対GDP比

➢ 2007年末 144.9% → 2017年末 255.7%

○ 資本流出・人民元安圧力への対応

(参考) 11月末外貨準備高3兆617億ドル(前月比+86億ドル)



欧 州

○ 英EU離脱交渉、離脱承認の動向

(参考) 離脱: 2019年3月29日、移行期間終了: 2020年末

○ イタリアの財政赤字

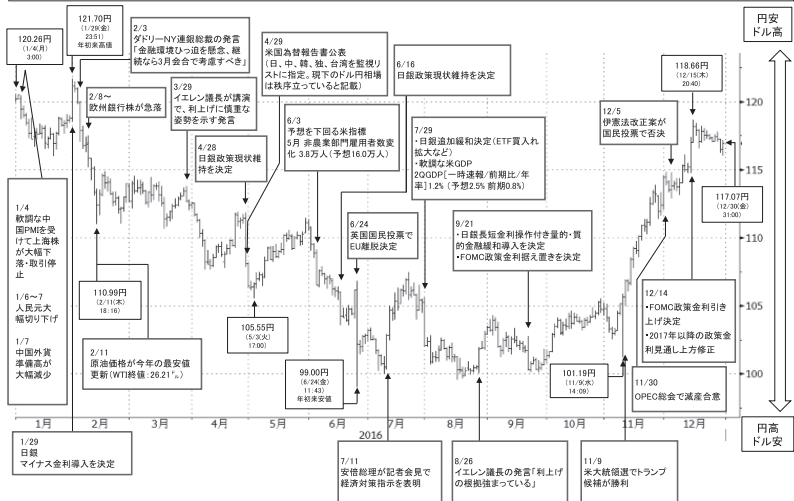
- ・ 伊予算をめぐるEUと伊連立政権の対立

○ 独・仏政権の求心力低下

(参考) 独: 与党新党首の力量未知数、
仏: 大規模デモ発生を受け、財政改革後退懸念

2

ドル円相場の推移(2016年)



最近の国際金融情勢について



トランプ政権の主な経済政策①

政策内容	その他・留意点
⑦ TPPから撤退を他の署名国に通知(2017/3/30) ● ダラ会議において、トランプ大統領がTPP再交渉に否決(2018/1/25)	● TPA法による貿易交渉が大統領に一元化 ● TPP11署名(38か)
⑧ NAFTA再交渉開始(2017/8/6)	● トランプ大統領が、FOMC・NEC委員長とバイバイヤー連立代表とTPP再加入の可能性の検討を指名と報道(4/23)
⑨ 米韓政府が、米韓TPAの見直しと交渉合意(2018/2/26)	
⑩ 日米首脳会談において、両国が自動車と鉄鋼(工業製品の関税等)の削減に向け取り組むこと等合意(2018/7/27/25)	
⑪ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑫ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑬ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑭ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑮ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑯ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑰ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑱ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表
⑲ 対米追加関税措置発表(2018/6/15)	● 米国のフォード・シボレーの輸入に25%の追加関税措置発表

トランプ政権の主な経済政策②

	政策内容	その他・留意点
財政	➢ 2018年度歳出入法案の成立(2018/3/23) ● トランプ大統領は「歳入1.3兆ドルは史上最高の規模であり、滞留しているが、米軍の予算を確保するため、また、民生費を確保するため色々と盛り込んだ結果、これだけ大規模になった」とコメント。 ➢ 2019会計年度予算案公表(2018/2/12) ● インフラ投資支援や国防費などの歳出増や、オバマケアの廃止などの歳出減などが盛り込まれる。 ● 新設赤字について、2018年度の▲0.9兆ドルから、10年後(2028年度)には▲0.4兆ドルとなる案が示されている。 ➢ インフラ投資計画の公表(2018/2/12) ● 官民合わせて10年間で1.5兆ドル規模のインフラ投資を計画。	● 2月9日(金)、継続予算の3月23日までの延長を食って「2018年前半党議予算案」が両院で可決、9日未明からの「政府閉鎖」はごく短期で終了。
税制	➢ 税制改革法が成立(2017/12/22) ● 今回の税制改革は、雇用の創出、より簡素で公正な税制等が主な柱。 ● 所得税： 制度を簡素化しつつ、税率構造の見直し等を行う。 ● 法人税： 現行35%(実効税率40.75%)の連利法人税率を21%(実効税率27.98%)へ引き下げるとともに、課税ベースの拡大によって財務を一定程度確保する。	● 赤字は10年間で1.4兆ドル程度。 ● 共和党ライオン下院議長は「賃上げ、賃上げ、米国内投資といった政策を公認した企業は160社を超す」と発言
金融	➢ ハウエル氏がFRB議長に就任(2018/3/3)	● 2月27日(火)ハウエルFRB議長による初の半信証証言
移民	➢ 難民入りの停止(120日間)、中東・アフリカ6か国からの入国を停止(90日間)(2017/3/6大統領令) ● 連邦最高裁が一部の執行を容認(2017/6/26) ➢ 米司法省より、若者を強制退去の対象としない移民経済制度「DACA(タカ)」の撤廃を発表(2017/9/5)	● メキシコや米閣議会の関係、入国制限に対し、デモ批判が相次ぐ
その他	➢ パリ協定からの離脱(2017/6/1) ➢ 為替報告書公表(2018/10/17) ● 日本・中国を含む6か国が4月に続き「監視リスト」入り、為替操作を行っていると思われる主要貿易国はなかったと結論。 ➢ インテリジェンスからの報告及び米国の対イラン制裁の再適用に向けた作業開始と表明(2018/5/8) ● 8/7一帯半導体を開発(自動車や鉄鋼などの分野)、11/25に2回に企業向け(原油などエネルギー分野や金融機関を対象)。 ● 11/5 日本を含む8か国について原油禁輸の例外規定を適用。(180日後にレビュー予定) ➢ ドッド・フランクリン法の一部を緩和等する「経済成長・規制緩和・消費者保護法案」が可決(2018/5/22) ● 小規模銀行への「市井ルール」等の免除、一定の銀行持株会社に適用されるFRBの健全性基準の厳格化の緩和し上げ等。 ➢ CFIUSの権限を拡大する法案(外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA法)が成立(2018/8/13) ● 審査対象取引の拡充、一部取引に対する事前審査の義務化等。	(出典：各種報道より)

6

日米物品貿易協定(TAG)交渉の開始

1. FFR及び日米首脳会談

FFR第2回会合
9月25日、26日
於：ニューヨーク
茂木大臣とライトハイザー通商
代表との間で実施



日米首脳会談
9月23日(夕食会)
9月26日
於：ニューヨーク



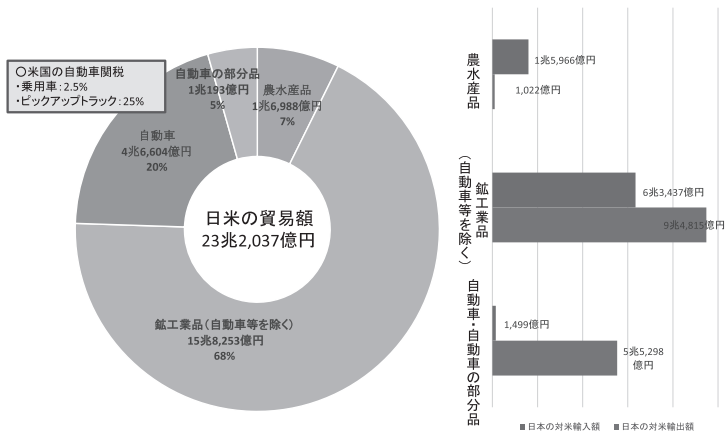
2. 日米共同声明(抜粋)

- 2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。
- 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
- 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。
- 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。
 - 日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
 - 米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
- 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

7

最近の国際金融情勢について

日米の貿易構造(2017年)



(出典) 財務省貿易統計(2017年)

(注) 農水産品とは2215第1～24品、「自動車」、「自動車の部分品」の範囲は、財務省発表の「概況」1区(2018年4月版)に従っている。

8

「日米貿易協定」に関する米側具体的交渉目的の公表(概要)

1. 概要

- 米国時間12月21日、USTRは、「日米貿易協定」(United States-Japan Trade Agreement(USJTA と略称))に関する具体的交渉目的を公表。目的の公表は、TPA(貿易促進権限)法に則った一般的な手続き。
- 交渉の対象項目として、物品貿易をはじめ為替を含む計22に及ぶ幅広い項目を表記。(※別紙参照)
- NAFTA再交渉に関する交渉目的の文言が多く箇条でそのままだけであり、各項目とも、TPPをはじめ各貿易協定にて一般的にみられる規定内容を記述したものが大半。

2. 個別事項

- (1) 農産品
「関税削減又は撤廃により、日本における米国産農産品の包括的な市場アクセスを確保する」との記載あり。「TPP以上を狙う」といった言及はなし。
- (2) 自動車
「数量規制に関する記述はなし。他方、原産地規則の項目に、「締約国、特に米国における製造を奨励する原産地規則となることを確保する」との記載あり。
- (3) 為替
「日本が、国際収支の効率的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得るために為替相場を操作することを回避することを確保する」との記載あり。当該記述は、IMF協定第4条1項の内容に定められた加盟国の義務をほぼ踏襲したもの。
- (4) 医薬品等
「政府の規制による償還制度が、透明性があり、手続の公平な実施を提供し、無差別であり、特に関連する日本の措置の下で、米国製品が完全な市場アクセスが与えられることを確保する基準を追求する。」との記載あり。

3. 今後の交渉スケジュール

- (1) 「はしがき」で、「適当な場合には、段階的な交渉を追求することを旨とする」との記載あり。他方で、各項目につき各々を「どの段階で交渉する」といった具体的な記述はなし。
 - (2) TPA法によれば、米国との交渉開始は、本公表の30日後から(米国時間1月20日以降)可能となる。現時点では、交渉開始時期は決まっておらず、今後、日米間で調整される見込み。
- (注) 交渉目的の公表後も、議会関係者・利害関係者との意見交換等を踏まえ、交渉目的が更新される可能性もあり。

9

Brexitの経緯と今後の予定	
2016年	6月23日 国民投票実施。離脱派が勝利(離脱派51.9%、残留派48.1%)
2017年	3月29日 英国がEUに対してEU離脱通告 6月19日 交渉開始 第1段階において、「市民の権利」、「金銭上の義務」、「アイルランド国境問題」を優先的に議論 第1段階で十分な進展が見られた場合、第2段階として、「将来の関係」について議論 12月8日 ユンカー-欧州委員長とメイ首相の会談 第1段階の交渉について大筋合意 12月14・15日 欧州理事会 第2段階への移行を決定。将来関係に係る交渉指針を採択
2018年	3月19日 離脱協定案を公表 移行期間を2020年末まで設けることについて合意 7月6日 チェッカーズ合意 メイ首相が閣僚会合を実施し、英・EU間の将来関係に関する政府方針に合意 7月12日 英国政府が、チェッカーズ合意を基にした英EUの将来関係に係る「白書」を公表 9月19・20日 非公式欧州理事会 10月17・18日 欧州理事会 EUが、交渉に「決定的な進展」があったと認められた場合に臨時欧州理事会を開催する旨を発表 11月13日 離脱協定案及び将来関係に関する政治宣言(概要)について、英・EUの事務レベルにて合意 11月14日 英国が、臨時閣議を開催し、離脱協定案及び将来関係に関する政治宣言(概要)について承認 同日 ユンカー-欧州委員長がトウスク大統領に「決定的な進展」が認められた旨を伝える書簡を発出 11月25日 臨時欧州理事会において、EU27か国が離脱協定及び政治宣言を承認(英EU間の政治レベルの合意) 12月11日 英国議会で12月12日に予定されていた離脱協定案の採決を延期 12月12日 メイ首相に対し、保守党党首の不信任案が出されるが、否決 12月13・14日 EU側は、欧州理事会において、離脱協定案に関する再交渉の可能性について否定する旨を発表
2019年	英国及びEUにおける議会プロセス 3月29日 英国のEU離脱
2020年	12月31日 移行期間の終了 * 7月1日までに移行期間の延長を判断

10

合意された離脱協定の概要

1. 経緯

- 離脱協定のうちアイルランド問題の解決に係るバックストップ案について、英・EU間で結論が見出せずにいたが、11月13日、英国とEUの事務レベルの会合を通じ、「離脱協定」に暫定合意。
- これを受け、11月14日、英国は臨時閣議を経て離脱協定等について内閣として了承。11月25日、臨時欧州理事会において、合意案を正式決定。

2. 離脱協定の主な内容

移行期間

- 移行期間は2019年3月30日から2020年末まで。
- 英・EUの「合同委員会(Joint Committee)」において、2020年7月1日までに、1回に限り、最長2022年末まで移行期間の延長を決定することができる。
- 移行期間中、英国は、現行のEUルールが適用される。

アイルランド問題の解決に係るバックストップ

- 移行期間の終了までに、アイルランド問題を解決するような新たな通商合意に至らず、かつ移行期間も延長されない場合、バックストップが発動。暫定的に、英国全体とEUとの間で「単一関税地域(Single Customs Territory)」を創設。
- 単一関税地域内では関税や輸入割当枠は適用されず、原産地規則に基づく検査も行わない。
- 英国は、EUの域外に対する関税(Common External Tariff)や通商政策(Common Commercial Policy)に合わせなければならない。
- 北アイルランドにおいては、製品基準、公衆衛生及び食肉管理、環境、農業など一定の分野につき、EUの基準が適用される。
- 英国本土から北アイルランド間の財の移動については、EUの基準が順守されているかチェックを行う。
- バックストップの終了については、英・EUのどちらかが、バックストップがこれ以上必要ないと判断した場合、終了を提案。合同委員会は、バックストップを終了するかどうかを決定する。

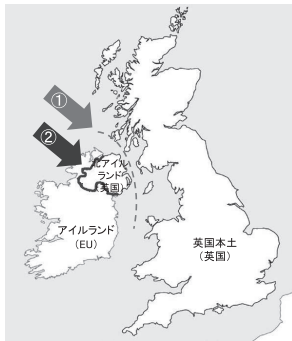
3. 英国議会における今後の見通し * 報道ベース

- 離脱強硬派は、合意案は、EUにおける議決権を失うにもかかわらず、離脱後もEUルールを半永久的に受け入れる可能性があるため、合意案に反対する見込み。穏健離脱派の中にも、合意案は、EU残留よりも英国にとってマイナスという意見も存在。
* 本合意案を巡り、穏健離脱派であるジョー・ジョンソン前運輸担当閣外相や離脱強硬派であるドミニク・ラップ前EU離脱担当相等が相次いで辞任。
- DUP(民主統一党)は、北アイルランドが英国本土と異なる規制状況となる可能性があるため、合意案に反対の模様。
- 一方、合意案を「No-Dealよりは良い」とする層も一定数存在し、英国における今後の議会プロセスの見通しは不透明。

11

最近の国際金融情勢について

アイルランドの国境を巡る問題



①北アイルランドと英国本土の厳格な国境管理は受け入れられない(DUP(民主統一党))
→ 北アイルランドと英国本土で単一の関税地域に留める必要。

②北アイルランドとアイルランドで関税率が異なる場合、ハードボーダーを設けない限り、租税回避の行動の取り締まりが困難。
→ 北アイルランドとアイルランドで単一の関税地域に留める必要。

アイルランドの国境問題に関する英・EUの合意案(11月25日)

・2020年末までの移行期間中に新たな通商合意に達しない場合、英国全体(北アイルランドを含む)とEUの間で「単一関税地域」を創設し、北アイルランド・アイルランド間のハードボーダー設置を回避。〈バックストップ案〉
(注)2020年末までの移行期間は、英・EU間の合意により、1年あるいは2年の延長が可能。

・ただし、北アイルランドでは、製品基準、公衆衛生及び食肉管理等の一定の分野に関してEUの基準が適用される。

関係者の反応

離脱強硬派

英国が一方的にバックストップを終了させることができないことから、事実上、離脱後もEUルールに縛られるため反対。

DUP(民主統一党)

北アイルランドに英国本土と異なる規制が適用されるため反対。

(注)英国下院は650議席あり、投票しない議長等を除くと単純過半数議席は320、現在の議席数は保守党(与党)315、DUP10。

合意案では、バックストップ案が発動される前に将来の枠組みについて合意する最大限の努力をしようとしているが、英国側としては、バックストップ案に移行しないための更なる確証(further assurance)をEUから得たいとの考え。

12

欧州政治情勢について①

1. フランス

【これまでの経緯】

- 昨年5月に行われた決選投票の結果、マクロン大統領が大統領に就任。昨年6月に行われた国民議会選挙でもマクロン氏率いる「共和国前進」が勝利。
- 昨年9月に実施された上院議会選挙において与党「共和国前進」が改選前議席数を割り込むなど、国内での不人気政策の実施(労働法典の改正や住宅補助手当の削減など)や強権的姿勢が影響し、大統領就任時の人気には陰り。
- 燃料税引き上げ等に対し、11月以降各地でデモが暴徒化。12月に入り、燃料税の引き上げの取り消しを発表するとともに、最低賃金の引き上げや残業代への非課税などの生活支援政策の実施をはじめとする改革を発表。

【今後の展望】

- マクロン大統領は、ユーロ圏の統合深化を志向してユーロ圏の共通予算創設などを提唱したり、COP23にて気候変動対策への貢献拡大を表明。今後実際に国際社会をリードしていくことができるかがポイント。



2. ドイツ

【これまでの経緯】

- 昨年9月の総選挙の結果、与党キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、連立パートナーである社会民主党(SPD)が得票率を減少させる一方、新興右派であるドイツのための選択(AfD)が第3党に躍進。
- CDU/CSUとSPDは再度、大連立政権を樹立することと合意し、SPD党員投票の結果、3月4日に連立合意が承認。同月14日に第4次メルケル政権が発足。
- 10月14日にバイエルン州、10月28日にヘッセン州にて州議会選挙が行われ、CDU/CSUとSPDは得票率を落とした。メルケル首相は次期党首選に立候補せず、党首を退任することを決断。一方、首相について任期まで務める。(2021年まで)

【今後の展望】

- 相次ぐ州議会選挙での敗北を受け、今後メルケル首相の政治的責任を巡る議論が本格化する恐れ。連立政権を組むSPDでは、連立離脱を求める議論が強まる可能性有り。

(選挙後の議席構成)



13

欧州政治情勢について②

3. スペイン

【これまでの経緯】

- 昨年10月カタルーニャ州民投票が実施され、独立賛成票が多数との発表。結果を受け、中央政府は同州自治権の一部停止などの措置を決定し、州議会の解散や州知事などを解任。
- 解散を受け、昨年12月州議会選挙が実施され、独立支持派が過半数を超える議席を獲得。一方、中央政府の政権を担う人民党の議席数は大きく減少。
- 5月州会議規則による再選挙を回避すべく、本会議が実施され、ホアキン・トゥラ議員を新カタルーニャ州知事として選出。6月2日に州政府が発足。
- 6月1日ラホイ政権に対する内閣不信任決議案が可決され、サンチエス書記長が新首相に信任される。

【今後の展望】

- 州知事、州政府に対し、今後中央政府が自治権の制限を行うかがポイント。

(カタルーニャ州議会の議席構成)

※総議席数135、過半数68議席

政党名	カタルーニャ 左翼に傾く 政治連合 (ERC)	カタルーニャ 共和左翼 (ICV)	人民連合 (CiUP)	ポデモス派 (Podemos En Comú)	市民党 (C's)	カタルーニャ 共和左翼 (PPC)	民衆党 (PP)
現任議席での 議席獲得数	62議席(※)	10議席	11議席	25議席	16議席	11議席	
※中央政府での 議席獲得数	34議席	32議席	4議席	8議席	36議席	17議席	4議席

注：総席である135席中40の議席は空席

注：中央政府

注：独立支持派

4. イタリア

【これまでの経緯】

- 3月4日総選挙を実施し、与党民民主党は大幅に議席数を減らす。「五つ星運動」と「同盟」が両党による連立政権樹立で合意するも、組閣が難航。6月1日に法学者であるコンテ大統領の下で組閣。
- 10月16日、2019年予算案を欧州委員会に提出。本予算案に対して、EU財政ルールから前例がないほど逸脱している旨の書簡が同委員会から送付される。
- 11月13日、イタリア政府は予算案を再提出するが、実質的に欧州委員会の要求を無視。
- 11月21日、同委員会は過剰財政赤字手続き(EDP)を開始するための報告書を公表。12月13日、欧州委員会に対して、2019年の財政赤字(対GDP比)を2.4%から2.04%に引き下げることを提案。

【今後の展望】

- イタリア政府の提案が欧州委員会に承認されない場合、1月21日～22日の財務相理事会を通じて、GDP比0.2%の無利子預託金を要求し、6カ月以内に効果的な措置が取られない場合、預託金が罰金として没収される可能性。

(下院の議席構成)



14

安倍総理訪中の成果

※外務省公表資料から
経済分野を中心に抜粋

● 政治的相互信頼の醸成

- ・ 安倍総理から、習近平・国家主席及び栗戰書・全人代常務委員長の来年の訪日を改めて招請し、これらを実現すべく調整していくこととなった。
- ・ 中国側は、来年6月のG20大阪サミットの成功に向けて協力する旨表明。日本側はこれを歓迎するとともに、中国が共同議長を務めるASEAN+3閣連会議の成功に向けて協力する旨を表明した。
- ・ 日中双方は、外交当局間の意思疎通強化に向けて、日本外務省と中華人民共和国外交部との間の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書の署名及び同覚書に基づく2019年の交流・協力の年間計画の公表を歓迎した。

● 経済分野等における実務協力の推進

- ・ 日中双方は、「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」及び「日中第三国市場協力フォーラム」が開催されたことを受け、国際スタンダードに合致し、第三国の利益となる企業間協力を推進することで一致した。また、フォーラムにおいて日中民間企業・団体間で52本の協力覚書が締結されたことを歓迎した。
- ・ 日中双方は、5月の首脳合意を踏まえ、日本における人民元クリアリング銀行の指定、並びに日中の中銀間における通貨スワップ取極の締結・発効に至ったことを歓迎するとともに、邦銀の人民元クリアリング銀行への指定を早期に実現させることで一致した。

● 対中ODAに代わる新たな協力

- ・ 日中双方は、対等なパートナーとして、新たな次元の日中協力を追求することで一致した。このため、日本は2018年度をもって全ての対中ODAの新規採択を終了する。
- ・ 今後、日中間の新たな協力として、開発分野における対話や人材交流、SDGs、気候変動、海洋プラスチックごみ等、地球規模課題に関する協力の実施に向けた調整を両国の関係部局の間で進めていくことについて議論した。

15

日中首脳会談における日中金融協力に係る合意(2018年5月9日)

- 中国は日本に対して2000億元(約3.4兆円)のRQFII(人民元適格外国機関投資家)枠を付与する。
- 日中双方は、人民元クリアリング銀行の設置、円－元の通貨スワップ協定の締結のための作業を早期に完了させる。
- 中国は日系金融機関への債券業務ライセンスを早期に付与するとともに、日本の証券会社等の中国市場参入に関する認可申請を効率的に審査する。

(注)RQFII：Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor

16

日中金融協力について

- 日中金融協力は、拡大する日中間の経済・金融関係を支えるため、日中両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進するもの。
 - 2015年9月の麻生大臣と周小川・人民銀行総裁の面会で、以下の3点にかかる事務的な協議の開始に合意。その後も協議は続けられていたが、中国側は、最終的には首脳間での合意が必要との立場であった。
- ▲ 本拠地：上海
- RQFII※(人民元適格外国機関投資家)枠の付与 ※Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor
 - ・ 外国の機関投資家に対し、オフショア人民元で中国本土の証券等に投資することを認める制度
 - 人民元クリアリング銀行の指定
 - ・ オフショア市場における人民元決済を行うため、中国が各国に設置する決済銀行。
 - 日中通貨スワップ取極(円－人民元)
 - ・ 本邦金融機関の人民元の資金決済に不測の支障が生じ、日本の金融システムの安定確保のために必要と判断する場合には人民元の流動性供給を行う、円元スワップを中銀間で締結するもの。
 - 2018年5月の安倍総理と李克強総理との首脳会談で3項目の実現等について合意し、RQFII枠(2,000億元)が付与された。また、同年10月の安倍総理訪中時、人民元クリアリング銀行の指定及び日中通貨スワップ取極の締結・発効が実現。

(参考)

		RQFII枠の付与	人民元クリアリング銀行の指定	人民元建て通貨スワップ
		付与年月(金額)	指定年月(指定銀行)	締結年月(金額)
G7	米国	2016年 6月 (2500億元)	2016年 9月 (中国 銀行) 2018年 2月 (JP モル ガン)	—
	カナダ	2014年11月 (500億元)	2014年11月 (中国工商銀行)	2014年11月 (2000億元/300億カナダドル)
	イギリス	2013年10月 (800億元)	2014年 6月 (中国建設銀行)	2013年 6月 (3500億元/350億ポンド)
	フランス	2014年 3月 (800億元)	2014年 9月 (中国 銀行)	2013年10月 (3500億元/450億ユーロ)
	ドイツ	2014年 7月 (800億元)	2014年 6月 (中国 銀行)	※欧州中央銀行と締結
	イタリア	—	—	—
	日本	2018年 5月 (2000億元)	2018年10月 (中国 銀行)	2018年10月 (2000億元/3.4兆円)
シンガポール		2013年10月 (1200億元)	2013年 2月 (中国工商銀行)	2010年 7月 (3000億元/640億星ドル)
韓国		2014年 7月 (1200億元)	2014年 7月 (中国交通銀行)	2008年12月 (3600億元/64兆ウォン)
香港		2011年12月 (5000億元)	2009年 7月 (中国 銀行)	2017年11月 (4000億元/4700億香港ドル)

17

中国経済

○2017年の成長率は6.9%と、政府の成長目標（6.5%前後）を達成（2018年第1-3四半期の成長率は6.7%）。

○一方、中国経済は引き続き量から質への成長の転換を進め、以下の構造問題にも取り組んでいく必要。

○長期にわたり高水準の設備投資が続いた結果、過剰生産設備が積みあがる一方で、企業（非金融業）の債務残高は、2017年末でGDP比約160%と高水準に。当局は金融リスクの防止を重点目標に掲げている。

○足下では信用を抑制する取組の影響もあり、固定資産投資の伸びが過去最低水準となるなど下振れ懸念あり。国務院は7月、財政・金融政策について緩和基調への転換ともみられる決定を行った。

	2015	2016	2017	2018	2019
実質GDP成長率 (%)	6.9	6.7	6.9	6.6	6.2
名目GDP (10億米ドル)	11,226	11,222	12,015	13,457	14,172
1人当たりGDP (米ドル)	8,167	8,116	8,643	9,633	10,099
インフレ率 (%)	1.4	2.0	1.6	2.2	2.4
失業率 (%)	4.1	4.0	3.9	4.0	4.0
財政収支 (% of GDP)	-2.8	-3.7	-4.0	-4.1	-4.4
公的債務 (% of GDP)	41.1	44.2	47.0	50.1	53.9
経常収支 (% of GDP)	2.7	1.8	1.4	0.7	0.7

(出所)IMF WEO October 2018

財政政策：国務院は、地方債発行計画を前倒しするなど、減速が見られるインフラ投資を促進。
金融政策：中国人民銀行は、預金準備率の引き下げを7月以降2回（7月・10月）実施。

18

国務院常務会議の概要（2018年7月23日）

○ かつての4兆元の公共投資のような大型の景気刺激は行わないと前置きしつつ、「情勢の変化に臨機応変に対応し、外部環境の不確実性に適切に対応するため、経済運営を合理的な水準に保つことを要求する」としている。

① 財政政策については、「積極的な財政政策を更に積極化する」とし、1.1兆元の減税に650億元の追加減税を上乗せ。

地方財政について、1.35兆元の地方政府債券の発行計画を前倒しし、減速が見られるインフラ投資を後押し。

② 金融政策については、「穏健な金融政策について適度な強弱とする。社会融資規模を適度に保持し、流動性を合理的かつ潤沢にする。」とし、これまでの表現を維持。

③ 国家融資担保基金（我が国の信用保証協会に類似）の設立に向けた作業を加速。

④ ゾンビ企業の整理、違法な金融活動の取締りを行う。

○ このほか、「建設中のプロジェクトの資金需要については、既存の地方財政の積立金等を活用し、金融機関が市場原理にしたがって地方融資プラットフォームの合理的な資金需要を満たすことにより、プロジェクトへの資金供給が止まらないようにする。」としている。

19

2018年中央経済工作会議の概要(2018年12月19～21日)

中央経済工作会議

中国共産党及び国務院が開催する会議で、通常年一回、年末に開催。同年の経済状況を総括し、次年の経済運営の基本的な方向性が打ち出される。

<概要>

○経済状況の悪化を確認

「外部環境は複雑かつ厳重であり、経済は下振れの圧力に直面している。」

○マクロ財政金融政策の基調は「積極財政・稳健金融」を維持しつつ、臨機応変な対応を行う方針

財政政策 「積極的な財政政策の方向を維持」

更に大規模な減税及び費用の引下げ、インフラ投資のための地方特別債発行を大幅増加を行う。

金融政策 「稳健な金融政策を維持」

民営企業と中小企業の資金繰り難問題の解決を金融政策の責任として盛り込む。

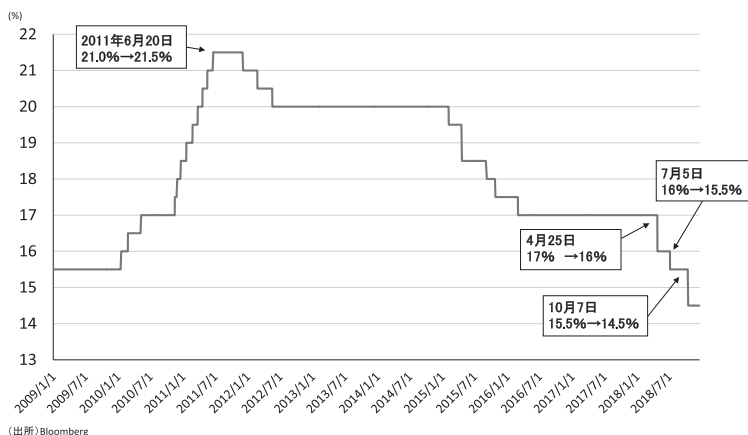
○「3大攻防戦」は継続も、節度を踏まえた対応とする

昨年の党大会で今後三年間の重点取組事項として示された、①重大なリスク(金融リスク)の防止・解消、②貧困脱却、③環境汚染防止に引き続き取り組む一方、経済の現状をふまえた修正を行う。

⇒ 金融リスクの解消については、「地方債務のリスクは稳健妥当に処理」、「手堅く、コントロール可能な範囲で秩序だって、適度に行う」と付記された。

20

中国の預金準備率の推移(2009年以降)



21

人民元 対ドル為替レートの推移(2016年初～)



22

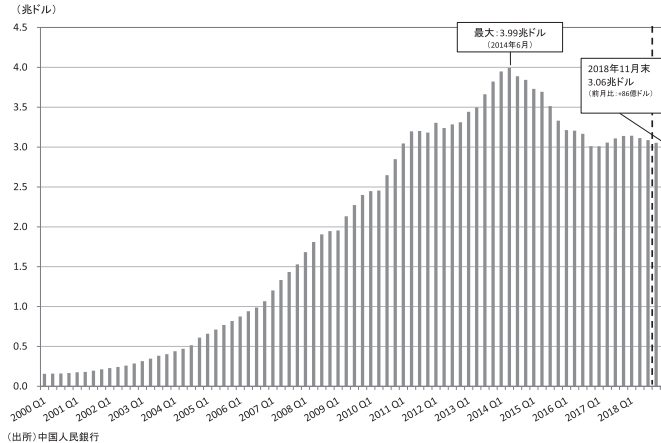
人民元対ドル基準値(仲値)



23

外貨準備の推移

○ 外貨準備は、2014年6月のピーク時から約23%減少。



24

アルゼンチンとトルコの政治・経済状況

アルゼンチン(GDP世界21位)

- 2015年12月に、輸出入への介入など統制的な経済政策を進めた前フェルナンデス政権から現マクリ政権に政権交代。長年の懸案であった対外債務の返済を進めるなど、欧米諸国とも関係改善。
- 経常収支と財政収支の赤字が継続する中、経済下振れ懸念や米国長期金利上昇を受け、4月下旬からペソが急落。インフレ率が上昇(7月31.2%)。
- 5/4の利上げ(33.25%→40%)や為替介入後もペソ下落は続き、IMFに資金支援を要請(5/8)、6/20に承認(3年間、最大500億ドル)、150億ドルを即時引出。8/13にさらに利上げ(40%→45%)、8/29にはIMFに残りの融資枠引出の前倒し要請を表明し、今後IMFと協議に入る予定。
- 8/30の更なる利上げ(45%→60%)にも関わらずペソは最安値(1ドル41.6ペソ)を更新。
- 9/3に大統領及び財務大臣が更なる財政健全化策を発表(輸出穀物課税、省庁半減)。
- 9/26にIMFと支援の増額・前倒しをスタッフレベル合意。
- 10/2にG7財務大臣声明発出(アルゼンチン政府の改革実施に向けたコミットメントを支持)。
- 10/26にIMF理事会にて支援額を563億ドルへ増額、前倒しといった9月のスタッフレベル合意の内容を承認。理事会承認後は、11月に緊縮的な2019年予算案が上下両院で承認され、為替レートも安定的に推移。
- 2019年に大統領選が控えるが、景気低迷に連動し政権への国内の支持率は低下を続けており、2017年末以降は不支持が支持を上回るなど苦境が続く。

トルコ(GDP世界17位)

- 本年6月24日にエルドアン大統領が再選。行政権限を大統領に集中(「実権型大統領制」)。
- 経常収支と財政収支の赤字が継続する中、7月のインフレ率が15.9%に達するも、7/24にトルコ中銀は市場の予想に反し政策金利(17.75%)を据え置き。中銀の独立性に市場が懸念。
- トルコ国内に長期(2016年10月～)拘束されている米国人牧師を巡る対立から、米国は鉄鋼への追加関税引き上げ等の制裁を発動。
- 対米関係悪化を契機に、リラが8/10から8/13に対ドルで20%急落(年初から40%以上の下落)。
- 8月のインフレ率が17.9%となったことを受け、9/3に中銀が「9/13の政策決定会合で金融政策スタンスを調整する」と発表し、9/13に政策金利の6.25%利上げを決定(17.75%→24.0%)。
- 9月のインフレ率が24.5%となったことを受け、10/9に財務大臣は電気・天然ガス料金の値上げ禁止・小売企業による10%値下げ等を含むインフレ対応プログラムを発表。
- 拘束されていた米牧師の釈放を受けて、10/17に米国務長官が対トルコ制裁の解除可能性を示唆。
- 10/25の政策決定会合で中銀は政策金利(24.0%)の据え置きを決定。
- 11/2、米政府は、トルコ2閣僚に科していた制裁を解除。

25

新興国通貨の対ドル為替レートの推移(2016年初～)



(注)1現地通貨当たりのドルの価値の変動を、2016年1月の時点をもとに指数化したもの。

垂は2018年12月21日(金)、印・尼は24日(月)、土は25日(火)NY終値

26

日印共同声明(10月29日)【抜粋】

※経済分野を中心に抜粋

- 両首脳は、地域経済及び開発の戦略及び優先順位に従い、国際スタンダード及び責任のある債務による資金調達の実行に基づき、開放性、透明性がある二国間及び他のパートナーと共に実施される質の高いインフラを通じた連結性の強化及び共通の繁栄のための能力強化を含むその他のプロジェクトに関する協力を満足感とともに確認した。この相乗効果は、スリランカ、ミャンマー、バングラデシュ、アフリカを含むインド太平洋地域におけるインドと日本の間の協働プロジェクトにおいて具体化されている。
- 日印両国政府は、金融・経済協力の強化の観点から、総額を750億ドルとする二国間通貨スワップ取極(BSA)を締結することで合意に達した。対外商業借入(ECB)について、最低平均借入期間が5年を超えるインフラ分野向けECBに関し為替ヘッジ義務が課されないこととなる。

27

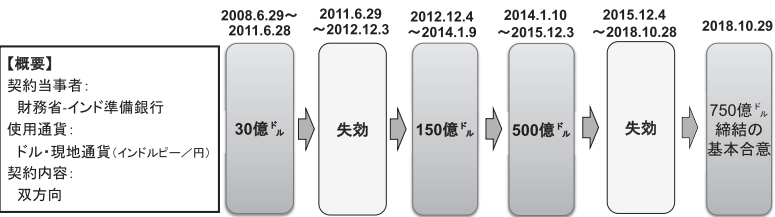
日印通貨スワップ取極の経緯

○ 2008年6月に、短期流動性の問題に対処し、既存の国際的枠組みを補完するため、総額30億ドルの通貨スワップ取極を締結。

○ 欧州債務問題等で世界経済が不安定な中、2011年12月に通貨スワップ拡充に合意し、2012年12月に締結（総額150億ドル）。

○ 米国金融政策の出口論に伴う通貨下落を受け、2014年1月に総額を500億ドルに拡充。

○ 2018年10月、両国間の経済・貿易関係の一層の発展及び金融市場の安定のため、インド側の金融規制（対外商業借入（ECB））の緩和の合意とともに、総額750億ドルの取極の締結に基本合意。



【概要】

契約当事者：

財務省-インド準備銀行

使用通貨：

ドル・現地通貨（インドルピー／円）

契約内容：

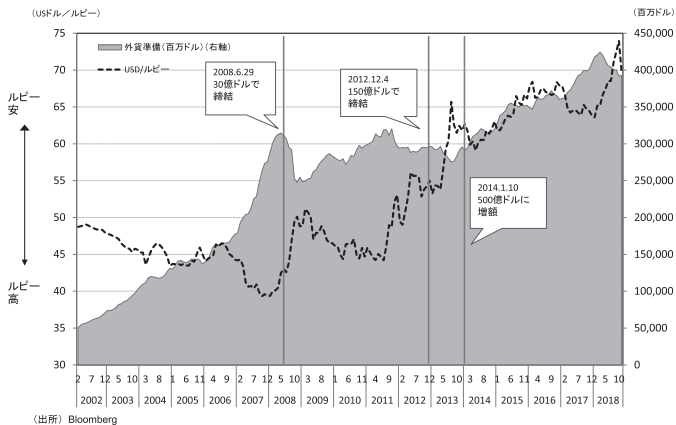
双方向

28

外貨準備とルピー(対ドル)相場(2002年1月～)

○ 為替相場は1USD＝70ルピー前後で推移。2018年10月11日には1USD＝74.42ルピーと過去最安値を更新。

○ 足元の外貨準備額は約3,931億ドル（2018年12月14日時点）。



29

インドの対外商業借入 (ECB: External Commercial Borrowings) 規制

- インド政府は、マクロブルーデンスの観点から、企業の対外債務から生じる為替リスク低減のため、印企業が海外から外貨建て借入を行う際、借入期間や為替ヘッジの要否について規制。
- 印インフラ企業に対しては、最低平均借入期間(MAM: Minimum Average Maturity) 5年以上10年未満の借入について、100%為替ヘッジが義務付けられていたため、為替ヘッジに係る手数料負担により、印インフラ企業がECBを利用する金利面のメリットが低減、外国銀行を通じたインドへの資本流入を妨げ。
- 2018年10月の日印首脳会談を経て、①MAM5年以上の100%為替ヘッジ義務が廃止され、②MAM3年以上5年未満の借入も70%為替ヘッジを条件に解禁された。印インフラ企業が、邦銀を含む外国銀行から新規に借入を行いやすい環境となり、インドへの長期の安定した資本流入が促進されることを期待。

＜インフラ企業向け外貨建てECBに対する従来の規制＞

最低平均借入期間	5年未満	5年以上10年未満	10年以上
規制内容	借入不可	借入可 100%為替ヘッジ	借入可 為替ヘッジ不要



＜2018年10月29日印首脳会談後の規制＞

最低平均借入期間	3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
規制内容	借入不可	借入可 70%為替ヘッジ	借入可 為替ヘッジ不要	借入可 為替ヘッジ不要

30

G20会合等について（10月11-13日、於：インドネシア・バリ） 麻生副総理・黒田日銀総裁出席

1. G20財務大臣・中銀総裁会議（10月11～12日）

- ・ 新興国経済のリスクについて、リスクの一部は現実化してきており、限られた政策余地も踏まえれば、警戒を怠るべきではないと指摘。また、貿易をめぐる緊張の高まりが継続することで、世界全体に大きな影響が及ぶことへの懸念を表明。
- ・ 過度のグローバル・インバランスは世界経済のリスクであると指摘。来年以降もG20において議論を継続していきたいと述べた。
- ・ 低所得国の債務問題は、G20として引き続き最優先で取り組むべき課題であり、債務透明性の向上・持続可能性の確保のためには、債務者と官民債権者双方による取組が必要である旨発言。
- ・ 「インフラを投資対象とするためのロードマップ」において、特に「プロジェクト組成」を中心に大きな進展が見られたことを歓迎し、残された課題である「質の高いインフラ投資」を次期議長国の日本のプライオリティにすると発言。
- ・ IMFに十分な資金基盤が必要としつつ、クォータ増資については各国の意見が大きく隔たっていることを踏まえ、2008年の1000億ドルのバイ融資の経験に触れ、むしろ機動的に必要な資金を確保できる借入資金による資金基盤強化を追求すべき旨発言。

2. 米・ムニューシン財務長官とのバイ面会（10月11日）

- ・ 来年の日本議長下でのG20の運営方針を説明するとともに、米国のイラン制裁再適用については、日本企業への悪影響の懸念を含め、日本の懸念が払拭されることを期待していることを伝達。

3. 世銀・IMF合同開発委員会（10月13日）

- ・ 世銀グループが公表した「人的資本指数」において、日本は157か国中第3位(G7の中では首位)。
- ・ 質の高いインフラ、UHC、途上国の債務問題、災害への強靱性等、日本が重視する開発課題に国際社会全体と取り組むことを促進。

31

G20首脳会合のポイント(2018年11月30日～12月1日 於:アルゼンチン・ブエノスアイレス)

1. 最大の成果は、首脳宣言の採択そのもの

- ① 米中の貿易をめぐる緊張が高まる中、首脳宣言に合意し発出できるかが焦点。首脳会合2日目の早朝まで舞台裏の調整が続いた。
- ② 結果、「保護主義との闘い」とのハンブルク宣言の文言は落ちたものの、WTOについて、「多角的貿易体制の貢献の認識とWTO改革を支持」との文言を入れたのは、ハンブルク宣言(WTOの機能改善にとどまる)からの前進。
- ③ 麻生大臣は、記者会見で、「首脳宣言を採択したということに価値がある」旨を表明。

2. 2019年の日本議長への引き継ぎ

- ① 首脳会合で、総理から、議長国としての抱負等概括的な発言。財務大臣会合で、麻生大臣から、日本議長下財務トラックのビジョンとプライオリティを表明。
- ② 会合後の記者会見で、麻生大臣より、同ビジョンとプライオリティを発表。

32

G20首脳会合のポイント(2018年11月30日～12月1日 於:アルゼンチン・ブエノスアイレス)

(財務トラック関係)

- ① 世界経済(パラ4)
 - 世界経済の成長は強国であるとしつつ、「金融上の脆弱性、及び地政学上の懸念を含む幾つかの主要なリスクが部分的に顕在化した」と評価。「貿易をめぐる緊張」については、別文として、「現在の貿易上の問題に留意する」という表現となった。
 - 為替については、既存のコミットメントを再確認した。
- ② 質の高いインフラ(パラ10)
 - 亜議長国のプライオリティである「インフラを投資対象とするためのロードマップ」に沿って、質の高いインフラに関する2019年の進捗を期待。
- ③ IMF(パラ23)
 - IMFを中心としたグローバル金融セーフティネットの更なる強化、及び第15クォータ見直しへのコミットメントを再確認。債務問題に関するIMFの取組の強化を求めた。
- ④ 低所得国における債務問題(パラ24)
 - 低所得国における債務の透明性及び持続可能性の促進、及びインフラ金融を含む、借り手及び官民双方の貸し手による、持続可能な金融慣行に向けて取り組む。
- ⑤ 国際課税(パラ26)
 - 租税条約や移転価格ルール等に基づくグローバルな公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための取組を継続。経済の電子化への課税上の対応に関する解決策について、2019年に進捗報告、2020年までに最終報告。

33

G20財務トラック プライオリティ

I. 世界経済リスクと課題

- (A) 世界経済リスクのサーベイランス
- (B) グローバル・インバランス問題への対処
- (C) 高齢化の課題・政策対応

II. 成長力強化のための具体的取組

- (D) 質の高いインフラ投資
- (E) 自然災害に対する強靱性の強化
- (F) 途上国におけるUHC(Universal Health Coverage)ファイナンス
- (G) 低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保

III. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応

- (H) 国際租税
- (I) 金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力
- (J) 金融セクターにおける技術革新一機会と課題

34

G20財務トラック 今後のスケジュール

(2018年12月時点)

月	日	会議名	場所
1月	16	包摂的な開発のためのイノベーションに関するセミナー	東京
	17	少子高齢化シンポジウム	
	17-18	G20財務大臣・中央銀行総裁代理会議	
4月	2(P)	技術革新がもたらすマネロン・テロ資金対策上の課題・展望に関するラウンドテーブル	ワシントンDC
	10 又は 11	グローバル・インバランスに関するセミナー	
	11	G20財務大臣・中央銀行総裁代理会議	
	11-12	G20財務大臣・中央銀行総裁会議	
6月	7	高齢化と金融包摂にかかるシンポジウム	東京
	6-7	G20財務大臣・中央銀行総裁代理会議	福岡
	8	国際租税に関するシンポジウム	
	8	金融技術革新の活用にかかるセミナー	
	8-9	G20財務大臣・中央銀行総裁会議	
	28 又は 29	財務大臣・保健大臣合同セッション	大阪
	28-29	G20首脳会議	

(注)10月の世銀・IMF年次総会(於:ワシントンDC)の際、G20財務大臣・中央銀行総裁会議と代理会合が開催される予定

35

財務大臣談話(12月1日発表)
～日本議長下での20か国財務大臣・中央銀行総裁会議について～

1. G20議長国としてのビジョン

現下の世界経済は、国際金融危機から10年が経過し、安定性を維持しているものの、近年、経済成長は鈍化し、金融の脆弱性も高まるなど、様々な下方リスクが存在する。将来の危機に備えてこれまで以上に警戒を強化していく必要がある。

加えて、世界は、高齢化社会への対応、途上国におけるインフラ・社会保障制度の整備、気候変動対策など、数多くの伝統的な課題を依然として抱えている。また、急速な技術革新により、経済の生産性が向上する一方、金融サービスや雇用の在り方が劇的に変化するなど、技術革新に伴う大きな変化への対応が新たな課題として顕在化している。

このような状況の中で、経済成長の果実の分配の不均衡から一般市民の不満が高まり、これまで世界に平和と繁栄をもたらしてきた国際経済秩序や国際協調といった価値は危機に瀕している。このままでは国際社会は分断され、各国はいよいよ閉鎖的となり、経済の悪化と社会の不安定化の悪循環が助長される状況に陥りかねない。

振り返れば、日本は、第二次世界大戦後の国際経済秩序と国際協調から最も多くの恩恵を受けた国の一つである。既に先進国となった日本は、これらの秩序と協調の価値を守るため、G20議長国としての機会を積極的に活用し、G20を世界経済の課題に各国と連携して取り組む場として再活性化する責務と使命を担っている。

36

2. G20の役割・日本議長下のプライオリティ

このような観点からG20の役割を見直せば、危機克服が求められたサミット設立当時とは、現在の世界経済の置かれた状況は異なる。G20に今求められている役割は、世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくりであろう。G20は、現在の国際社会において真に求められている事項に集中し、効果的にその役割を果たさなければならない。

こうした世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくりの観点から、日本議長国下においては以下の3つのテーマに注力したい。

- (1) 世界経済のリスクと課題の整理
- (2) 成長力強化のための具体的取組
- (3) 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応

まず、第1に、世界経済のサーバイランスを通じて、世界経済の主要なリスクをモニターし、経済危機の芽を事前に摘む。これは、世界経済の大宗を占めるG20の最重要の責務である。

併せて、持続可能でバランスのとれた経済成長に向けて、過度な経常収支不均衡の原因や対応の方向性を議論する。経常収支の不均衡は、二国間の貿易上の措置ではなく、マクロ経済に関する国際協力を通じた貯蓄・投資バランスの適正化によって対処する必要がある。このためには、更に、企業の過度な貯蓄や人口の高齢化など、貯蓄・投資バランスに影響を与える構造要因の理解も必須である。

37

また、高齢化は、あらゆる国が遅かれ早かれ直面する重要な課題であり、マクロ経済に与える影響、労働供給の減少への対応、高齢化と金融包摂など、様々な政策課題について包括的に議論したい。

第2に、成長力強化のための具体的な取組を取り上げる。

まず、質の高いインフラ投資を促進する。インフラ整備は生産性を向上させるために重要だが、インフラそのものの物理的価値を超えて、長期的な経済・社会への波及効果（spillovers）も重要である。質の高いインフラ投資は、民間資金の動員等を通じたインフラ投資の量の増加のための取組を強化するのみならず、雇用創出、能力構築、技術移転など、持続可能な成長の基盤となる。また、災害リスクファイナンスなどの自然災害に対する財政の強靱性を強化する取組は、そういった基盤を一層強固にする。

また、物的インフラへの投資だけでなく、人的インフラへの投資も重要である。この観点から、途上国におけるUHC(Universal Health Coverage)の達成に向けた持続可能なファイナンスの実現も、成長力の強化のために不可欠と考えている。

更に、低所得国において債務が累積し、債務脆弱性が高まっている問題にも対応する。借り手だけでなく官民の貸手の双方が、債務の透明性の向上及び債務の持続可能性の確保に取り組むことが不可欠である。

38

第3に、技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応を取り上げたい。急速に進むデジタル化等の技術革新やグローバル化は、世界の社会・経済構造やビジネスモデルを大きく変化させてきており、これを健全な成長につなげるべく、国際経済システムの分断を避けつつ、政策面の対応を行うことは、先進国・途上国問わず直面する喫緊の課題である。

国際租税については、デジタル化に伴う課税原則の見直しについての議論とともに、租税回避・脱税への対応に引き続き取り組む。

金融分野においては、金融市場の分断回避に向けた取組を進めると共に、暗号資産への対応、分散型台帳技術等の技術革新がもたらす機会とリスクの両面への取組を進める。

3. 日本議長下の運営方針

G20がこうした役割を効果的に果たしていくためには、G20プロセスの効率化が必要である。G20本会合は、戦略的に重要なアジェンダに焦点を絞って議論し、また、国際機関等の場で議論される重要なグローバル課題に政治的モメンタムを与える。G20としての作業は、国際機関等の専門的知見も活用しながら、作業部会では成果を重視し効率的な議論を行いたい。

4. 結び

我々G20の財務大臣・中央銀行総裁は、世界経済の行く末に責任を負っている。G20の場を活用して、このような持続可能で包摂的な成長の基盤づくりに向けた主要テーマについて、活発で建設的な議論を行うことを期待している。

39